

伊方町景観計画

(概要版)

伊方町

景観計画とは

景観計画とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために、景観法第8条に基づいて、対象とする区域、良好な景観の形成を図るための方針等を定める基本的な計画です。

■景観計画の特徴

- 都市計画区域内外を問わず計画区域とすることが可能(農地、国立公園等も対象)
- 区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
→強制力の付与(勧告、変更命令、罰則等)
- 地域の実情に応じ、規制内容等を柔軟に定めることが可能
- 計画内容について、景観行政団体である市や町の裁量範囲が大きい
- 景観上重要な建造物や樹木を指定して、景観誘導を図ることが可能
- 道路や河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観に配慮した整備と占用許可基準を示すことが可能
- 住民の積極的な参加を促進(計画づくりへの参加、実際の取り組みへの参加)

景観計画の区域と方針

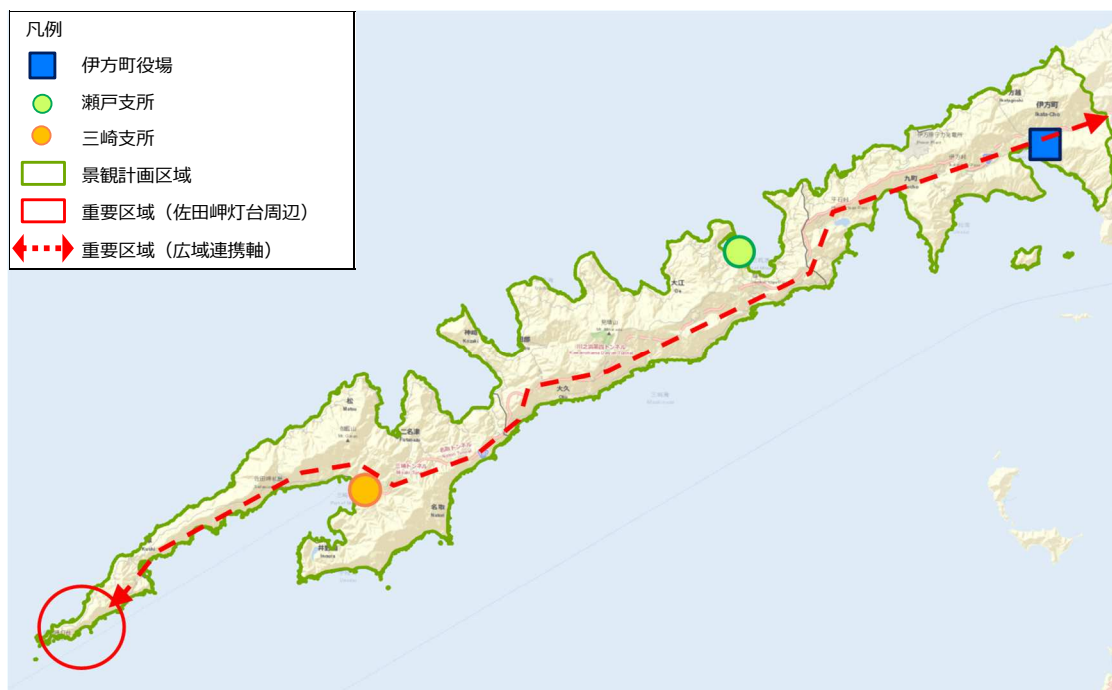
1 景観計画区域・重要区域の指定

伊方町の景観は、半島特有の細長い地形であり、両端が海に面し、低い山地が馬の背のように東西に連なっています。集落は一部の平地のほか、緩やかな傾斜地に点在しています。豊かな自然に囲まれ、歴史文化的景観資源が町全体に分布しています。それらの資源を守り育てていく必要があることから、伊方町全域を景観計画区域とします。

また、半島の尾根を縦断する国道197号(佐田岬メロディーライン)と県道256号佐田岬三崎線は、佐田岬灯台へ至るルートであることから、次のとおり重要区域とします。

■重要区域

区 域	対 象	位置づけ
佐田岬灯台周辺	佐田岬灯台周辺(遊歩道・駐車場含む)	佐田岬灯台を中心として、駐車場から灯台へ至るエリアを区域として位置づけます。
広域連携軸	国道197号(佐田岬メロディーライン) 県道256号佐田岬三崎線	佐田岬へ至る国道197号(佐田岬メロディーライン)と県道256号佐田岬三崎線を広域基幹道路とし、その景観保全に努めるため、広域連携軸として位置づけます。



景観計画区域・重要区域

2 基本目標

【基本目標】

半島の自然と調和した豊かで美しい景観づくり

伊方町の景観づくりに当たっては、半島としての風情と豊かで美しい自然を基調に、歴史・文化、佐田岬をはじめとする半島の壮大な景観や、人々の営みから育まれた生活環境の調和を図った魅力的な景観づくりを推進します。

3 基本方針

【基本方針】

No.	方針	説明
1	新しい伊方の魅力となる景観づくり	半島のまちとしての土壌の上に、「岬の新しい文化」を築くという意気込みを持ち、優れた景観を保全・継承し、世代に誇ることのできる景観づくりの推進
2	歴史と伝統を活かした景観づくり	歴史・文化的施設などの保全・継承を図りつつ、現代に調和させた景観づくりを進め、新旧調和した個性ある景観づくりの推進
3	地域らしさを追及した景観づくり	佐田岬のイメージを大切にしつつ、地域の個性や特徴を活かし、地域の魅力を発揮できる景観形成の推進
4	景観の連携づくり	佐田岬へ至る有機的なつながりを持たせることにより、一体的な景観のネットワークの形成

No.	方針	説明
5	景観づくり意識の啓発	住民が日常の中で目にする美しい景観に対する感性を高め、自ら景観づくりに積極的に関わる姿勢をもてるよう、景観づくり意識の啓発・普及を図る
6	個性と調和バランスを考慮した景観づくり	風景の調和が保たれるよう、まとまりや連続性のある景観づくりの推進と、施設の個性を演出し、個性と調和のバランスに配慮した景観づくりを推進
7	官民連携による景観づくり	効果的に保全・創造・活用を進めるため、住民・事業者・行政が協働した景観づくりの推進

良好な景観形成への取り組み

1 景観づくりの基準設定の考え方

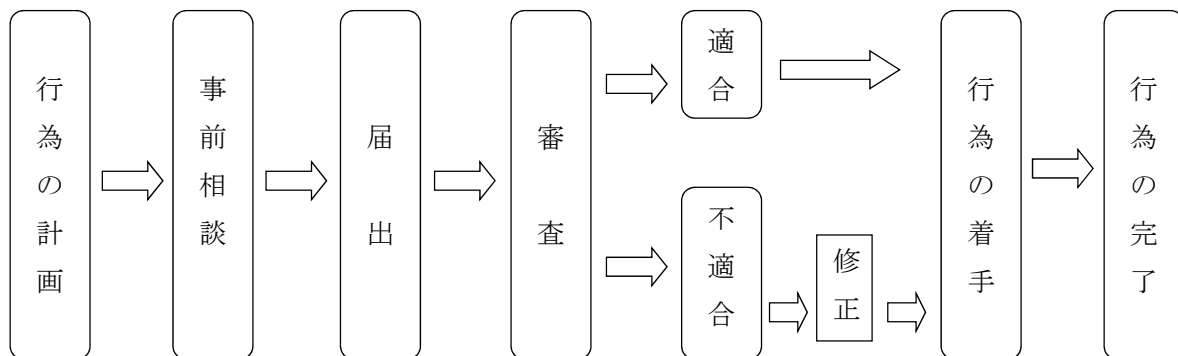
景観法に基づき、景観計画区域（伊方町全域）では、一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明に関する景観形成等の基準を定めます。

景観計画区域の中で、重要区域とする〔佐田岬灯台周辺〕〔広域連携軸〕においては、景観への影響が著しい一定規模以上の建築物、工作物などを対象として、景観阻害を生じるような事態を避けるために、より厳しく監視し、景観を重視したまちづくりを進めます。

範囲：	景観計画区域（伊方町全域）
対象：	一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明
基準：	景観法に基づく基準 ①位置・高さ ②形態・意匠 ③色彩・素材 ④緑化 ⑤車庫・駐車場 ⑥その他に関する事項など

2 良好な景観計画のための行為の制限

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、景観法第16条に基づき届出が必要です。



届出のフロー

■届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 15m 又は建築面積 1,000m² を超えるもの ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10m² を超えるもの、又は増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更の結果上記規模を超えるもの 	景観法第 16 条第 1 項第 1 号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント等：高さ 15m 又は築造面積 1,000m² を超えるもの・従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10m² を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ・鉄塔等：高さ 15m を超えるもの 	景観法第 16 条第 1 項第 2 号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 	都市計画区域外 開発面積 10,000m ² 以上 都市計画区域内 開発面積 3,000m ² 以上	景観法第 16 条第 1 項第 3 号

3 景観形成基準

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となります。

届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

■景観形成基準

区域		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退させること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。

区域		景観形成基準
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、<u>圧迫感を与えないよう工夫すること。</u> ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する<u>落ち着いたある色彩を基調とすること。</u> ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとすること。
工作物 (プラント等・鉄塔等)	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、<u>できるだけ後退させること。</u> ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ・鉄塔、電柱、電波塔類は、<u>周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。</u>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、<u>圧迫感を与えないよう工夫すること。</u>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する<u>落ち着いたある色彩を基調とすること。</u>
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・緑化を図る計画とすること。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に生かせるよう配慮すること。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の景観を特徴づけている建造物(建築物・工作物)や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、街並みを構成する重要な要素になります。

こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を、積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

その他の良好な景観形成に関する事項

1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観に大きな影響を与える屋外広告物については、建築物等に関する行為の制限とあわせて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める必要があります。本計画においても届出対象路線、届出対象行為、景観形成基準を設定するものとします。

【制限に関する事項】

項目	対象
届出対象路線	国道 197 号（佐田岬メロディーライン）及び県道 256 号佐田岬三崎線
届出対象行為	<p>○屋外広告物</p> <p>屋外広告物の設置、改造、修繕、移転又は表示の変更で、高さが4mを超え又は1敷地内の総表示面積が10㎡を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 広告期間が30日以内で表示等するもの</p> <p>(2) 法令の規定により表示等するもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害・事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの</p> <p>(4) 国又は地方公共団体が表示等するもので、町長に協議したもの</p> <p>(5) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの</p>
景観形成基準	<p>○位置、規模、携帯及び高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、形状、大きさは、周辺の景観と調和するように努める。 ・建築物と一体的な意匠とするように努める。 ・必要最低限の数、大きさにとどめる。 <p>○色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努める。 ・蛍光塗料や反射塗料は使用しないように努める。 <p>○素材、材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用する。 ・反射素材は使用を避ける。 <p>○照明広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネオンサイン、点滅照明はできる限り設置しない。

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観を構成する要素のひとつとして、道路、河川、公園等の公共施設があります。これらの施設は、数多くの人々が利用するものであり、景観にも十分に配慮した施設とすることが重要です。

景観形成上重要な景観要素となる道路、河川、公園等の公共施設については、公共施設管理者との協議等を行いながら、必要に応じて、景観重要公共施設に位置づけるものとします。

計画の実現に向けて

1 計画の実現に向けた役割

本計画に定める景観づくりは、伊方町に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることを認識し、町民・事業者・行政の協働によって推進します。

○町民の役割

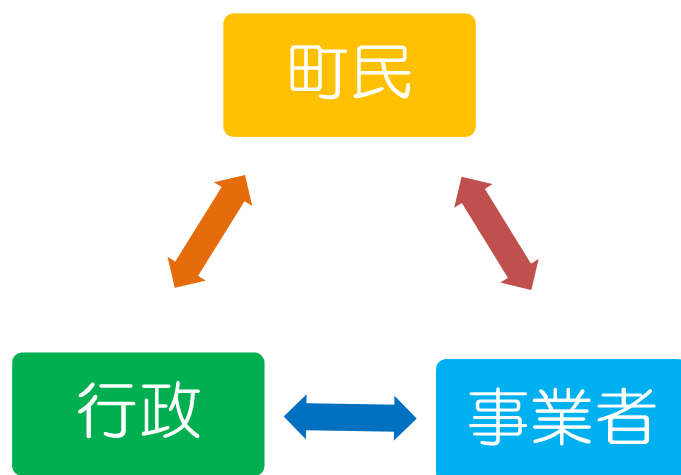
景観づくりの主役として景観に対する関心を有し、高め、積極的に良好な景観づくりに向けた活動に参加・協力します。

○事業者の役割

事業活動が地域の景観に果たす役割が大きいことを認識し、地域社会の一員として地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力します。

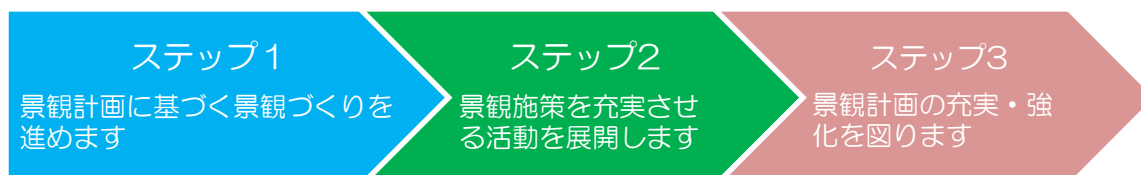
○行政の役割

伊方町の特性を踏まえ、景観づくりの諸施策を進めるとともに、良好な景観づくりに取り組む町民・事業者を支援します。



2 段階的な景観施策の充実・強化

伊方町の景観づくりは、景観計画の策定による景観誘導と併せ、様々な情報提供等による町民の意識啓発等を図りながら、段階的に充実・強化していきます。



伊方町景観計画（概要版）

■発行／愛媛県伊方町

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894（38）0211 FAX：0894（38）1373

■令和 2 年 3 月